

控訴審第7回裁判のご報告

令和3年9月22日
原発被害救済千葉県弁護士事務所

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第23準備書面(一審被告東京電力共通準備書面(4)に対する反論)

○概要

- ① 低線量であっても、それが長期的に晒され続ければ、がん等の発生のリスクが高まるのであり、現時点で現実の健康被害が発生していないからといって、安易に、短絡的に、身体的被害が無いことを前提とし、権利・法益侵害が判断されるべきではない。低線量被ばくの健康リスクは、複数の専門家が支持するものであり、その見解に基づく一審原告らの不安は、何ら根拠のない主観的・抽象的な不安等ではない。
- ② 東電は、生活妨害に関する慰謝料の裁判例を引用して、慰謝料の金額につき、内在的な限界があると主張する。しかし、東電が引用する生活妨害に関する慰謝料の事例と、本件原発事故に基づく慰謝料は、被害の規模・質・損害の回復可能性など全てが異なっている。本件は、生活妨害に分類できない深刻さがあり、放射能汚染という権利侵害が発生した後、一審原告らの避難行為が介在することで損害が拡大している。
- ③ 中間指針等は、早期に任意の方法により賠償を行うために作成されたものであって「少なくとも最低限、だれが見てもこれだけは必ず賠償されるべきだ」という前提で定められた基準に過ぎない。実際に、東電も中間指針等に示されていない横出し・上乘せの賠償を行っている。
中間指針等は、本件事故による損害の回復に向けた最低限の賠償額を定めたものである。
- ④ 自主的避難等対象区域の現状は、未だに放射能と隣り合わせの生活と言わざるを得ず、生活の本拠として安心して生活できる環境とは到底認められない。

★第24準備書面(結果回避のための具体的措置「建屋等の水密化対策」と回避可能性～一審被告国第8～11準備書面への反論を兼ねて)

○概要

- ① 防潮堤の設置が時間的に間に合えば良いが、いつ襲来するのかピンポイントで正確に予想できない津波に対して、防潮堤設置を検討するだけで他の対策をとることを求めないというのは規制権限の放棄に等しい。防潮堤の設置も検討しつつ、より短期間にかつ低額で実施することが可能だった水密化対策をとるべきであった。
一審原告らは、防潮堤の設置を否定しているものではない。一審原告らは、防潮堤の設置と同時に、あるいは防潮堤の設置より先に、「タービン建屋の水密化」・「重要機器室の水密化」の水密化対策を行うべきであり、行っていれば、本件事故を防げた可能性が高い、ということである。
- ② 一審原告らが主張する水密化対策は、「タービン建屋の水密化」・「重要機器室の水密化」・「共用プール建屋の水密化」である。福島地裁判決も、1～3号機のタービン建屋・共用プール建屋・重要機器設置箇所の水密化をすることによって、本件津波の波圧に耐え得た可能性がある旨、判示している。

本件事故当時の電源盤配置状況は、系統分離がされておらず非常に脆弱な配置設計であった。これでは、津波の浸水に対し、全ての電源が同時にダウンしてしまう可能性が顕著であった。そのため、建屋の水密化・重要機器室の水密化が必要である。

- ③ これら水密化措置は、本件事故前後において、現に検討され、実施されていた。2006年に開催された第3回溢水勉強会において、既に津波対策として、タービン建屋の大物搬入口等の水密化が検討されていた。

重要なことは、本件事故前に「長期評価」の想定に基づいて建屋等の水密化措置が現に原子力発電所において講じられた事実である。このような措置が、事業者の自主的取り組みでなされたのか、規制要求に基づくものかどうかはここでは問題にならない。

本件事故直後、浜岡原子力発電所等で、大物搬入口等の水密化措置が講じられた。この事実は、本件事故前から、大物搬入口等の水密化措置が、発想としても技術的にも可能だったことを基礎づける。JNES(原子力安全基盤機構)は、2007年、フランス・ルブレイエ原発事故等を踏まえて、水密化の効果を評価し、公表していた。

一審原告らが主張する水密化措置は、国が主張するような後知恵ではない。

- ④ 国は、後藤氏・筒井氏らの技術専門分野が原発の非常時電源対策や被水防止対策を論じる専門分野からかけ離れている、と主張する。

しかし、電源喪失を防ぐ対策は、原発施設特有の問題ではない。後藤氏・筒井氏は、原子炉の核反応の議論をしているのではなく、水に脆弱なプラントや海洋構造物を被水させないようにするためにどうすべきか、あるいは非常用電源設備をどうすべきかという議論をしている。したがって、対象となるのが原子力プラントなのか他のプラントなのかという違いをもって、後藤氏・筒井氏らの専門性は否定されない。

設計上の問題は、荷重がある程度特定できれば問題ない。極めて特殊な問題を除き、高度な解析をしないと設計ができないということは、科学的にも技術的にも誤っている。後藤氏に言わせれば、国の主張は「実際の設計やものづくりをしたことがない人のもの見方で、多少技術の現場に身を置いたことのある立場からみると、全く当を得ない」ものという他ない。

- ⑤ 「電源確保対策」は、前述した水密化対策を行った上で、更に念のために追加して行うべき対策である。室内に浸水する可能性があることも想定し、配電盤等の水に弱い機器については、津波による浸水を防ぐため、できるだけ高台に設置することが求められる。

一審原告らは、「電源確保対策」の一つとして、「非常用ディーゼル発電機・配電盤等の高所配置及び建屋内機器とのケーブル接続」を主張している。これは、常用と非常用を合わせて、全ての電気設備を高台に設置せよということではなく、非常時に対応してその影響を最小限にとどめるための電気機器の高台設置を求めているのである。

ケーブルの数・耐震設計などについては、規制機関が「性能要求」の指示を出し、これに応じて、原子力事業者が技術力を結集して応じれば済むことである。一審原告らが「詳細設計」を主張する必要は全くない。

- ⑥ 令和3年2月19日東京高裁判決は、本件事故の具体的な回避措置として、防潮堤が第一に検討されるとしつつも、東電内において防潮堤設置の技術やコストの問題が指摘されていたことからすると、防潮堤によりドライサイト維持は容易ではなく、他の対策も併せて講じることを検討した蓋然性もあるとした。そして、同判決は、溢水勉強会・安全情報検討会・東海第二・浜岡原発・海外事例を踏まえて、本件事故以前から水密化の検討がなされ、現に実施していたことが認めら

れ、本件でも防潮堤のみでは安全性確保の点から十分でないと判断した蓋然性があり、その場合に水密化の措置は十分に想定でき、防潮堤と併せて採用することも十分に想定できた、と判示し、水密化は当時想定できなかったとの国の主張を排斥した。

その上で、同判決は、平成20年推計による想定津波と同等の想定津波に対する対策を講じていれば、福島第一原発に対する本件津波の影響は相当程度軽減され、本件事故のような全電源喪失の事態に至るまでのことはなかった蓋然性が高いと認められる、と判示した。

★提出した主な証拠

小野祐二氏(保安院安全審査課審査班長)の供述調書、島根原子力発電所安全対策等の実施状況(中国電力作成)、上津原勉氏(東京電力社員)の供述調書、後藤政志氏・筒井哲郎氏の意見書(4)

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

※準備書面や証拠は、提出していません。

★その他提出した書面

証拠申出書に対する意見書

(3) 被告国が提出した主張書面や証拠

★第12準備書面

○概要

① 佐藤暁氏は、福島第一原発に対して適用すべきだった津波対策として、「安全停止系保護のための水密化」「安全停止系が設置された建屋の水密化」「可搬式設備による保管設置」を挙げる。しかし、いずれも、本件事故前に規制上の津波防護対策として、採用できるものではなかった。

② 佐藤氏は、上記津波対策につき、具体的な津波想定や設計条件について何ら検討せず、単に採り「得る」手段という趣旨で挙げているにすぎない。上記津波対策をとったとしても、本件事故を回避することはできなかった。

佐藤氏は、上記津波対策の工事等は1年で完了する旨意見しているが、およそ専門的知識に基づかないものである。

★提出した主な証拠

木村真三氏の意見書

★その他提出した書面

人証申出に対する意見書(木村氏関係)

2 弁護団員による準備書面要旨の説明

3 今後の裁判の日程

第8回口頭弁論期日

令和3年12月8日(水)14時

以 上